

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

資料 1	農林大学校卒業生数の推移
資料 2	静岡県立農林大学校卒業生の状況
資料 3	農林大学校卒業生の評価
資料 4	食料・農業・農村基本計画
資料 5	担い手の現状
資料 6-1	静岡県経済産業ビジョン 2018~2021（農業・農村編）
資料 6-2	静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021〇
資料 7	静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】静岡県森林共生基本計画
資料 8	専門職大学基本構想策定委員会
資料 9	農林業法人の採用意識に関するアンケート調査について（報告）
資料 10	高校生の進学意識に関するアンケート調査について（報告）
資料 11-1	静岡県専門職大学（農林業）基本構想 概要
資料 11-2	静岡県専門職大学（農林業）基本構想
資料 12	静岡県総合計画
資料 13	ふじのくに「有徳の人」づくり大綱
資料 14	静岡県教育振興基本計画 2018 年度~2021 年度
資料 15	静岡県の工業
資料 16	静岡新産業集積クラスター
資料 17	静岡県農林業従事者の就業の現状
資料 18-1	食料・農業・農村の動向
資料 18-2	食料・農業・農村基本法の骨子〇
資料 19	森林及び林業の動向
資料 20-1	生産科学科 カリキュラム・マップ※■
資料 20-2	農林大学校（養成部・研究部） カリキュラム・マップ〇
資料 20-3	生産環境経営学部生産環境経営学科 カリキュラム・マップ〇■
資料 21	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程（案）
資料 22	履修モデル※■
資料 23	教育課程連携協議会の概要
資料 24	校舎の利用計画表※■
資料 25	時間割表※■
資料 26	附属施設の概要〇
資料 27	学術雑誌目録
資料 28	臨地実務実習要綱（案）〇■
資料 29	社会的・職業的自立に関する指導等に関する体制図

※：補正申請で内容が変更となった資料

〇：補正申請で新たに追加した書類

■：再補正申請で内容が変更となった資料

農林大学校の卒業生数の推移

期間	名称	年代	卒業生数		
明治45年 ～昭和39年	農事試験場(農事練習生) 静岡県立農業技術員講習所 静岡県立農業技術員養成所 静岡県立農業講習所 等	大正 1	10		
		大正 2	18		
		大正 3	16		
		大正 4	20		
		大正 5	20		
		大正 6	20		
		大正 7	20		
		大正 8	18		
		大正 9	17		
		大正 10	21		
		大正 11	16		
		大正 12	21		
		大正 13	25		
		大正 14	20		
		昭和 1	18		
		昭和 2	38		
		昭和 3	40		
		昭和 4	41		
		昭和 5	37		
		昭和 6	38		
		昭和 7	37		
		昭和 8	38		
		昭和 9	43		
		昭和 10	32		
		昭和 11	28		
		昭和 12	39		
		昭和 13	26		
		昭和 14	24		
		昭和 15	12		
		昭和 16	29		
		昭和 17	48		
		昭和 18	51		
		昭和 19	86		
		昭和 20	82		
		昭和 21	71		
		昭和 22	69		
		昭和 23	55		
		昭和 24	45		
		昭和 25	62		
		昭和 26	50		
		昭和 27	76		
		昭和 28	69		
		昭和 29	70		
		昭和 30	71		
		昭和 31	78		
		昭和 32	89		
		昭和 33	104		
		昭和 34	113		
昭和 35	112				
昭和 36	100				
昭和 37	98				
昭和 38	112				
昭和 39	135				
昭和40年 ～昭和48年	各試験場併設専門研修所 農業中央研修所 林業講習所	昭和 40	167		
		昭和 41	190		
		昭和 42	208		
		昭和 43	225		
		昭和 44	188		
		昭和 45	229		
		昭和 46	236		
		昭和 47	257		
		昭和 48	217		
		昭和49年 ～昭和54年	農業短期大学 林業短期大学校	昭和 49	209
昭和 50	213				
昭和 51	229				
昭和 52	204				
昭和 53	209				
昭和 54	218				
昭和55年 ～昭和62年	農林短期大学			昭和 55	83
				昭和 56	151
				昭和 57	148
				昭和 58	121
		昭和 59	119		
		昭和 60	75		
		昭和 61	79		
		昭和 62	100		
		昭和63年 ～平成10年	農林短期大学校	昭和 63	101
				平成 1	97
平成 2	79				
平成 3	77				
平成 4	92				
平成 5	100				
平成 6	93				
平成 7	75				
平成 8	119				
平成 9	101				
平成11年 ～平成29年	農林大学校	平成 10	100		
		平成 11	112		
		平成 12	118		
		平成 13	103		
		平成 14	102		
		平成 15	100		
		平成 16	99		
		平成 17	111		
		平成 18	96		
		平成 19	89		
合計		平成 20	92		
		平成 21	95		
		平成 22	74		
		平成 23	94		
		平成 24	97		
		平成 25	78		
		平成 26	89		
		平成 27	89		
		平成 28	87		
		平成 29	91		
合計			9553		

静岡県立農林大学校卒業生の状況

1 卒業生の状況 (単位:人、():女性のうち数、ゴシック:就農者としてカウントする進路)

進路区分		27年度	28年度	29年度	
進学等	進学	10(2)	6(0)	7(1)	
	研修	2(1)	2(1)	0(0)	
	進学等計 ①	12(3)	8(1)	7(1)	
県内就業	自営(農林業) ②	9(2)	10(1)	5(0)	
	就業 関連	農業法人等 ③	31(11)	35(15)	41(13)
		農林業団体	10(7)	7(1)	14(4)
		農林業関連企業 ④	22(8)	16(4)	14(4)
		公務員(農林業関連)	2(2)	2(0)	3(1)
	計 ⑤	65(28)	60(20)	72(22)	
	職外	一般企業	2(1)	5(2)	4(3)
		計 ⑥	2(1)	5(2)	4(3)
	就職計(⑤+⑥) ⑦	67(29)	65(22)	76(25)	
	就業計(②+⑦) ⑧	76(31)	75(23)	81(25)	
県外就職 ⑨	1(0)	4(0)	1(0)		
その他 ⑩	0(0)	0(0)	2(1)		
就業等計(⑧+⑨+⑩) ⑪	77(31)	79(23)	84(26)		
卒業生数計(①+⑪) ⑫	89(34)	87(24)	91(27)		

2 就業率等

(単位:人)

就業内容		27年度	28年度	29年度
県内就農者数	②+③	40	45	46
県内農林業関連就業者数 (卒業生に占める割合)	②+⑤ ((②+⑤)/⑫)	74 (83%)	70 (80%)	77 (85%)
就業者数 (就業希望者の就業率)	⑧+⑨ ((⑧+⑨)/⑪)	77 (100%)	79 (100%)	82 (98%)

(平成30年4月1日現在)

農林大学校卒業生の評価

1 法人ヒアリング

法人名	ヒアリング日時	評価
(株) カクト・ロコ	平成30年 8月17日	今年2名採用し、大変期待している。2年間の養成部課程で、植物とともに生活してきた学生は勉強ばかりの子とは違う。
(有) 高橋水耕	平成30年 8月20日	近年高校卒業生の採用を行っているが、2年間栽培の勉強をしてきた農林大学校卒業生と比較すると違いがある。
(株) とやま農園	平成30年 8月27日	農林大学校卒業生を去年採用した。現場に出ているので仕事には慣れている。1年目から即戦力になるにはもう少し突っ込んだ勉強をするとうまい。
農業組合法人 ジャパン ・ベリー	平成30年 9月13日	現在採用している農林大学校卒業生は良く働き、イチゴの知識があるので助かっている。今後は現場を任せるようにしていく。

2 基本構想策定委員会委員発言

発言者	委員会日時 (開催回次)	評価
鈴木 厚志 (静岡県農業法人協会会長、京丸園(株)代表取締役)	平成29年 8月31日 (第2回)	農業法人が採用したい人材として、農林大学校卒業生を非常に重要視しており人気が高い。現に、なかなか募集しても、思ったように採用できないぐらい人気がある。
竹川 将樹 (指導林家、 株ふもとつばら 代表取締役)	平成29年 8月20日 (第2回)	農林大学校卒業生は、20歳で一通りの林業の技術は身につけているので、しっかりした技術を持っているという印象は受けている。
竹川 暢昭 (静岡県農業高等学校校長会 会長)	平成29年 10月2日 (第3回)	農家の方や生産法人からは、農林大学校卒業生は積極的で、率先してよく体が動き、本当に粘り強く、着実に物事を進めることができる。そして仕事を選ばず、本当に熱意を持って取り組むことができると聞いている。

食料・農業・農村基本計画

平成27年3月

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1. 高齢化や人口減少、グローバル化の進展等の情勢変化への対応 —食料・農業・農村をめぐる情勢及び施策の評価と課題—

(1) 高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響

ア 情勢

今後、高齢化の進行に伴う一人当たり食料消費量の減少及び人口減少の本格化が国内の食市場を縮小させる可能性があり、我が国の農業は、従来の取組の単なる延長では縮小していくおそれがある。一方、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスなど、今後増加していく高齢者をターゲットとした新たな市場の創出も期待されている。

農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少している。高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆(ぜい)弱化等が進行している。このような状況は、特に中山間地域において顕著である。

今後、意欲ある担い手には、高齢農業者に代わって、その農地を活用して経営の規模拡大を図るチャンスが広がっていくと考えられる。しかし、農業、さらには農村での生活に将来に向けた展望を描くことができなければ、若者の就農も期待できない。農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがある。農村の集落人口の減少が、これまでは集落の共同活動として行われてきた農地・農業用水等の地域資源の維持管理や、生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されている。

また、野生鳥獣による農産物等への被害が拡大してきたが、荒廃農地の増加や集落人口の減少も一因となっており、今後、更なる被害の深刻化、広域化を招くことが懸念されている。

同時に、農村では、農業生産の基盤として不可欠な農業水利施設の老朽化が進んでいる。今後10年間で標準耐用年数を超過する基幹水利施設は全体の約3割に達すると見込まれており、今後、適切な保全管理により、その機能を持続的に発揮させていくことが必要となっている。

国全体として労働力人口の長期的な減少が進む中では、農業のみならず、食品の流通や加工、外食等の分野においても、産業としての持続的な成長に欠かせない人材の確保における難しさが増していくと考えられる。我が国の食品産業と農業は重要なパートナーであり、また、食品産業は地域の主要な産業の一つであるが、国内市場の縮小の可能性やこのような事業環境の変化は、その成長の阻害要因になることが懸念される。

イ 主な施策の評価と課題

都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進む農村において、地域資源の維持・継承等が従来から大きな課題となっており、地域コミュニティによる農地・農業用水等の保全活動を促進するための支援措置の導入等を進めてきた。

具体的には、多面的な機能を十分に発揮するための施策を更に進める観点から、農地・水保全管理支払制度を拡充した多面的機能支払制度と、従来の中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度からなる日本型直接支払制度を平成26年度に創設した。この日本型直接支払制度については、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づき実施することとした。こうした施策は、荒廃農地の発生防止等に一定の効果を上げてきており、多面的機能支払を通じて地域の共同活動が活性化していくことが期待されているが、今後、農村の高齢化や集落人口の減少等が一層進行し、地域によっては集落の共同活動による地域資源の維持管理等の継続に支障を来すことが懸念されている。

このため、既存の取組に加えて、地域コミュニティ機能を維持する観点から、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落のネットワーク化等の新たな取組を推進していく必要がある。

また、高齢化や人口減少の進行により、国内の食市場の縮小や担い手不足といった様々な問題が顕在化することが懸念されており、これらを克服するためには、新たな需要の開拓や若い担い手の確保、魅力ある農村づくり等に向けた、更に積極的な取組を促していく必要がある。

これまで、農林水産物・食品の輸出促進や国産農産物の消費拡大、需要に応じた生産等の推進、新規就農の促進、農村の多様な資源の活用による6次産業化の推進等の施策の充実に取り組んできたが、今後、それぞれ（2）～（5）に記述した施策の評価と課題を踏まえつつ、改めて高齢化や人口減少への対応という観点に立ち、各種施策を積極的に展開していく必要がある。

（2）世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展

ア 情勢

世界の人口は2050年には96億人に達すると見通されるとともに、新興国の経済成長、所得水準の向上が継続し、今後とも世界の食料や飼料、エネルギー、肥料資源等の需要の増大が続くと見込まれている。一方、地球温暖化等の気候変動の進行により、農作物の生産可能地域の変化や、異常気象による大規模な不作の頻発等、食料供給面への影響も懸念されている。さらに、水資源の枯渇や生物多様性の損失など、農業生産に関わる地球環境問題も今後一層進行すると予測されている。

我が国は、戦後の高度経済成長の過程で食料等の輸入を増大し、豊かな食生活を実現してきた。しかし、近年の環境変化は、中長期的に世界の食料等の需給がひっ迫する可能性を示唆しており、今後、新興国との食料調達競争の競合や輸出国の輸出規

制等により、我が国の食料等の安定的な輸入の確保に支障が生じる事態も懸念される。

同時に、地球規模の気候変動の影響は、我が国においても、高温による農作物の品質低下の発生や、豪雨の増加に伴う土砂災害等の発生の増加等として、既に顕在化しつつあると考えられており、気候変動の影響への適応策の確立が求められている。

他方、世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、今後とも世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。平成26年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は過去最高となる6,117億円を記録するとともに、我が国の食品産業による海外展開の取組も広がっている。日本食や日本の食文化は、まさにそれ自体が貴重な資源であり、その価値を再認識し、海外に発信していくことは、輸出や食品産業の海外展開の取組を推進していく上でも重要である。また、我が国の農業や食品産業は、成長する海外の市場を積極的に取り込むことで、その事業基盤の強化と更なる成長を図っていくことが期待されている。

さらに、大手食品企業は世界規模での商品等の調達拡大と販売の強化を進めるなど、今後、こうした食をめぐるグローバル化の動きは更に進んでいくと考えられる。加えて、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）、日 EU 経済連携協定（EPA）等の経済連携に向けた動きも更に進展していくと考えられる。

イ 主な施策の評価と課題

食料の安定供給については、基本法に基づき、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄とを適切に組み合わせて行うとの考え方の下、農業の持続的な発展や食料安全保障の確立等を図るための様々な施策を講じてきた。

こうした中、農業生産の現場では、農地の荒廃や担い手の不足による生産基盤の脆（ぜい）弱化等が進行している。世界的には中長期的に食料等の需給のひっ迫が懸念されるなど、今後の我が国の食料供給の在り方に関わる環境変化も進んでいる。しかし、これまで、食料供給に関する様々なリスクの検証は十分ではなかった。また、平成24年9月に不測の事態への対処方針を定めた「緊急事態食料安全保障指針」を策定しているが、その認知度も低く、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順も整備されていなかった。さらに、食料の安定供給を確保することは、国民生活における重要な課題であるが、豊かな食生活の中では、その在り方について意識されることが少なく、国民的議論が十分に深まっていない現状にある。

また、成長する世界の食関連市場の開拓が期待される中、最近、オールジャパンでの輸出促進体制の整備など、農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開を促進するための様々な施策の強化を進め、意欲的な事業者等による取組も着実に広がっているが、輸出先国の規制等の輸出促進の阻害要因など、依然として様々な克服

すべき課題が存在している。

こうした状況を踏まえ、今後の施策展開に当たっては、農業・農村の現場の課題等に向き合いつつ、世界の食料需給や地球環境問題、国際的な食料・農業関連施策の動向等を踏まえた対応を進めていく必要がある。

(3) 消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化

ア 情勢

我が国では、女性の社会進出や単身・高齢者世帯の増加、日常生活における情報通信技術（ICT）の急速な利用の拡大などの社会構造、ライフスタイル等の変化を反映し、「家庭での調理を要しない加工食品や総菜」、「少量サイズの商品」、「ネット販売による食品購入」など、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進んできており、今後こうした動きは更に進展するものと考えられる。

消費者と食との関わり方が多様化する中では、地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、食卓と生産現場との距離の拡大による農業や農村についての国民の理解の希薄化等が進むことも懸念されている。

イ 主な施策の評価と課題

消費者ニーズの多様化や高度化が進む中、需要に即した生産等を推進する観点から、生産の低コスト化や安定生産の実現、高品質化等のための新技術や新品種の開発や導入等を促進するための施策を講じてきた。

しかし、増大する加工・業務用の原料農産物への需要に国内の農業生産が十分に対応できず、原料農産物や調整品の輸入拡大を招くといった課題も生じている。

このため、消費者ニーズの変化等に対応した生産・供給体制の構築等を図る取組を更に後押ししていく必要がある。

消費者の食生活の在り方等に関しては、これまでも栄養バランスに優れた「日本型食生活」の推進など様々な取組を進めてきたが、実践状況や実践のための課題等は、年齢やライフスタイル等に応じて様々である。

このため、今後、望ましい食生活の実現や国産農産物の消費拡大等を目指す取組については、消費者各層の多様なニーズや特性等を踏まえ、改めてそれぞれの目的の達成に向けた効果的な推進を図っていく必要がある。

(4) 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化

ア 情勢

我が国の農業構造は、利用権の設定等による農地集積が一定程度進展し、現在、認定農業者や集落営農等が農地を利用する面積は全体の約半分を占めている。また、法人経営体の数は、近年、10年間で約2倍のペースで増加している。一般企業の農業参入についても、平成21年の農地法改正によりリース方式での参入が全面的に自由化され、同法改正前の約5倍のペースで進むなど、農業構造は変化してきている。

しかし、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割という著しくアンバランスな年齢構成となっている。40歳未満の新規就農者は、近年1万3千人～1万5千人で推移しているが、このうち定着するのは1万人程度である。このため、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。また、農地集積により経営の規模が拡大する一方、集積された農地は小さな区画のまま分散錯綜している場合も多く、生産性向上の大きな阻害要因となっている。

また、農業の構造改革の進展等に伴い、農村では大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家の増加等も進行しており、今後、同質な農家の存在を前提としてきた集落における共同活動の在り方や、農業水利施設の保全管理等を進める際の地域での円滑な合意形成に様々な影響を及ぼす可能性もある。

イ 主な施策の評価と課題

これまで、認定農業者制度の創設や認定農業者等を対象とする水田・畑作経営所得安定対策の導入、新規就農の促進、農業経営の法人化の推進等を通じて、農業の構造改革は一定程度進展してきた。

しかし、平成22年以降の施策の見直しの中で、構造改革の対象となる「担い手」の姿が不明確となったことに鑑み、基本法第21条の「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う構造を確立する」との方針を踏まえて、再度「担い手」の姿を明確にして施策を推進していく必要がある。また、農業就業者の高齢化等が著しく進む中で、望ましい農業構造の確立と農業の産業としての自立を図る観点から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）に基づく農地の公的な中間的受皿として、各都道府県に設立された農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進していく必要がある。同時に、就農の準備や所得の確保等への支援による農業の内外からの青年層の新規就農の促進、農業経営の法人化の推進など農業の担い手の育成・確保に向けた取組を更に進め、農業の構造改革を一層加速化していく必要がある。

その際、地域においては、農業に関わる多様な主体が存在していることから、地域の農業の担い手と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を促進していく必要がある。

また、今後、農業・農村の構造の変化が農地・農業用水等の維持管理等に及ぼすと考えられる様々な影響を踏まえ、関連する施策の在り方等について検討していく必要がある。

(5) 農業・農村の多様な可能性

ア 情勢

海外における日本食への関心の高まりなどを背景に、日本の食材や食文化を世界

に広める好機が訪れる一方、国内では、高齢化など社会構造等の変化に伴い、介護食品や食に関連した健康ビジネスなど新たな分野の市場が拡大すると見込まれている。

一部の地域では若者や女性の域外からの転入により人口が増加するなど、農業の魅力や、豊かな環境や景観、伝統文化等を有する農村の価値を再認識する動きも生まれつつある。加えて、バイオマスの活用、再生可能エネルギーの生産など、これまでは十分に活用されてこなかった農村の多様な地域資源を有効活用し、新たな事業を創出する取組も始まっている。また、女性ならではのアイデアと感性も活かしながら、農業・農村をめぐる様々な課題を克服し、新たな可能性を切り拓いていく取組が徐々にではあるが増え始めている。

こうした動きに加え、我が国の有するロボット技術や ICT といった最先端の技術、さらには他産業で確立された技術を農業・農村分野でも活用することにより、生産性等を大幅に向上させる可能性も広がっている。

イ 主な施策の評価と課題

農業・農村の様々な資源を活用した、新たな需要の開拓や地域の活性化の取組を後押しする観点から、平成25年1月に農林漁業成長産業化ファンドを創設するなど、6次産業化の取組の発展段階に応じた支援や、都市農村交流の促進、新たな分野の市場を創造するための環境づくりなど、農業者や関連事業者による積極的な取組を促す施策の整備を順次進めてきた。

こうした中で、各地域で意欲的な取組が広がっているが、今後、より質の高い取組や、地域に広く役立つ取組を全国的に創出していく必要がある。また、都市と農村の交流人口には一定の増加が見られるが、今後は、一過性の交流にとどまらず、移住・定住へと結び付けていくための施策展開を図っていく必要がある。

また、農林水産分野の研究開発については、農業現場の課題解決、成長産業化を進める上で重要な役割を果たしてきたが、これまで開発された技術の中には現場で十分活用されていないものも多い。今後は、研究開発の枠組みや現場への技術移転プロセスの抜本的な見直しを進めていく必要がある。また、ロボット技術や ICT など最先端技術の活用については、現場に広く普及する段階に至っていない。今後、一般の農家にも導入が進むよう、ロボット技術の先行企業や IT 企業との連携等により取組を更に加速化していく必要がある。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興の状況

ア 情勢

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに起因する大津波による農業・農村の被害は、津波に被災した農地が2万1,480ha、農業経営体が約1万100経営体に達した。このため、農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧等を計画的に進め、平成27年3月時点で、津波被災農地のうち約7割で営農再

開が可能となっている。また、平成26年2月時点で、津波被害のあった農業経営体のうち55%が経営を再開している。さらに、農地等の復旧と合わせた農地の大区画化、大規模施設園芸といった先進的な取組も進んでいる。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故に伴い、放射性物質による汚染が広がったことから、放射性セシウム濃度が基準値を超えない農産物のみを流通させるため、農産物の出荷前に放射性物質の検査等を実施するとともに、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けた取組を推進してきた。現在、放射性セシウム濃度の基準値を超える農産物の品目や地域は限定的となっている。

他方、原発事故に伴う風評被害に対しては、安全確保のための取組等についての情報発信、被災地産農産物等の利用を促進する取組等を実施してきた。しかしながら、依然として風評被害が払拭されたとはいえない。

さらに、諸外国・地域において実施されている我が国農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制に対しては、その緩和や撤廃に向けた働きかけなどを進めてきた結果、一定の進捗は見られたものの、香港、台湾、中国、韓国など主要な輸出先国・地域が依然として輸入規制を継続している。

イ 主な施策の評価と課題

東日本大震災（政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称）の発災以降、政府を挙げて被災地の復旧・復興に取り組んできた。

この結果、発災直後に比べ、農業・農村の分野においても復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、現在も経営再開に至っていない多くの農業者が存在しており、経営再開に向けた取組の加速化が必要である。また、新たな農業のモデルとなるよう、単なる復旧にとどまらない将来を見据えた復興の取組を進めていくことが求められている。さらに、いまだに根強く残る風評被害を克服していかなければならない。

このため、今後、津波等による被害が甚大な地区等の復旧・復興を更に進めるとともに、先端技術を駆使した生産・加工技術等の大規模実証研究の成果の普及等を進めていく必要がある。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模な自然災害等に備え、防災や減災等のための取組を進めていく必要がある。

また、放射性物質による汚染に対し、今後とも、農産物の安全の確保や、避難指示区域等における経営再開に向けた取組を着実に推進するとともに、風評被害の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の緩和や撤廃に向けた更なる働きかけを行っていく必要がある。

2. 農業や食品産業の成長産業化と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する施策展開 —施策の推進に当たっての基本的な視点—

3 担手の現状

<ビジネス経営体>

- ・ビジネス経営体数は10年間で1.5倍に増加しています。
- ・ビジネス経営体の販売金額は10年間で1.9倍に増加しています。

図表 8 ビジネス経営体

販売金額	H17	H22	H28	H28/H17
ビジネス経営体数	266	328	403	1.52
ビジネス経営体の販売金額(百万円)	44,304	64,911	82,096	1.85

資料: 県農業ビジネス課調べ

<農業経営体>

- ・農業経営体数が10年間で3割減少する中で、販売金額5千万円以上の経営体数は横ばいとなっています。

図表 9 販売金額別農業経営体数

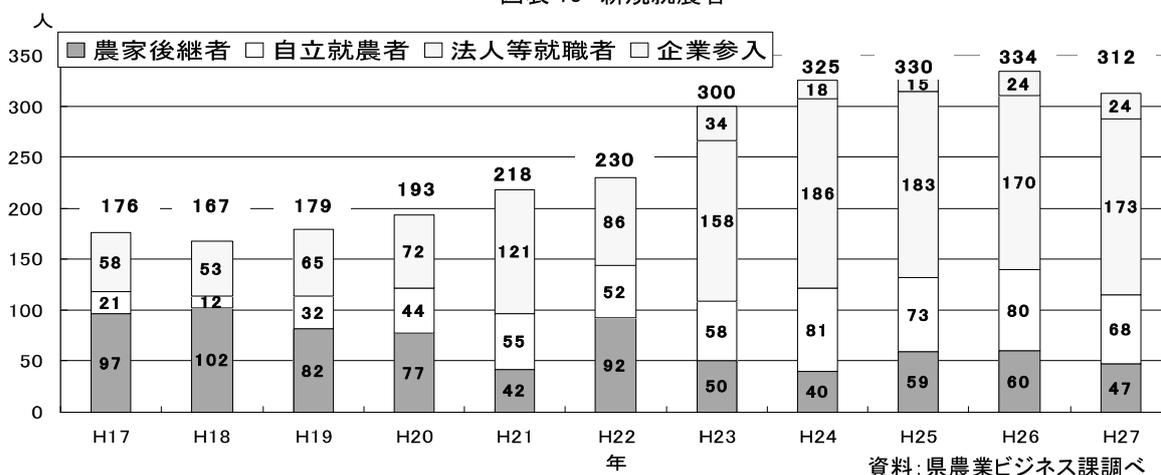
販売金額	H17	H22	H27	H27/H17
1千万円未満	41,565	36,009	29,364	0.71
3千万円未満	4,782	3,343	2,999	0.63
3千万円以上	862	750	780	0.90
うち5千万円以上	383	370	381	0.99
合計	47,209	40,102	33,143	0.70

資料: 農林業センサス(農林水産省)

<新規就農者>

- ・新規就農者数は、増加傾向にあり、平成23年以降は、毎年300人以上が新たに就農しています。
- ・過去10年間の傾向をみると、農家の後継者の就農は減少傾向にありますが、新たに農業で起業する人や農業法人へ就職者が増加しており、平成27年には、農業法人への就職者が55%を占めています。

図表 10 新規就農者



<農業就業人口>

- ・販売農家における農業就業人口は、10年間で4割減少しています。
- ・一方、雇用農業従事者は3倍に増加しています。ただし、最近では、全産業的な人手不足により、期間雇用を中心に雇用の確保が困難になっています。

図表 11 農業就業人口

区分	H17	H22	H27	H27/H17
農業就業人口	93,890	70,867	57,322	0.61
雇用農業従事者	2,525	3,995	7,082	2.80
合計	96,415	74,862	64,404	0.67

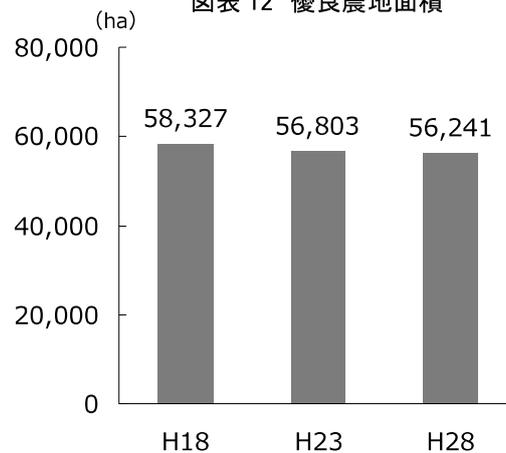
資料:農林業センサス(農林水産省)

4 生産基盤の現状

<農地集積>

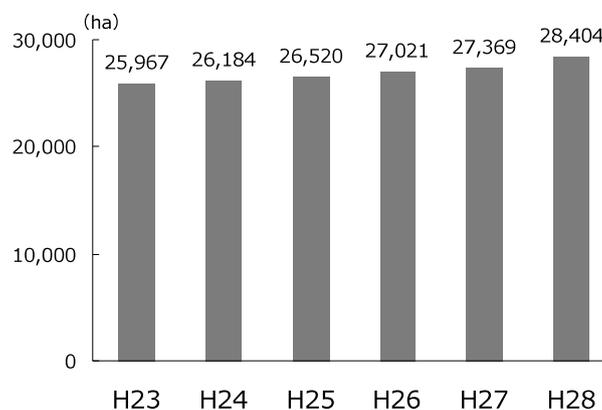
- ・優良農地面積（農振農用地区域内農地から荒廃農地を除いたもの）は、荒廃農地の発生や宅地等への転用等に伴い、10年間で約2,000ha減少しています。
- ・一方、担い手への農地集積面積は1割増加しています。

図表 12 優良農地面積



資料:農林水産省調べ

図表 13 農地集積面積



資料:農林水産省調べ

静岡県経済産業ビジョン 2018～2021
(農業・農村編)

2018年3月

静岡県

(経済産業部、交通基盤部、文化・観光部)

第3章 ビジョンの基本方針

1 基本理念

○ 世界の健康長寿と幸せに食で貢献

～多様な人々が活躍する世界水準の次世代農業～

TPPや日欧EPAによるグローバル化が進展する中、地域の特性を活かし、将来にわたり持続可能な農業構造を構築することにより、消費者が安心できる安全で健康によい農産物を安定的に生産・供給し、世界の人々の健康長寿に貢献します。

○ 生き生き働き心豊かに暮らせる農業・農村の創造

～環境と調和し人々を惹きつける農山村～

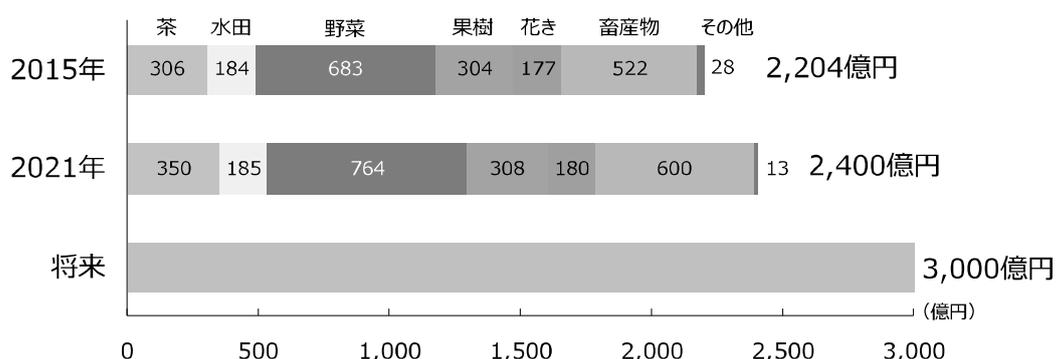
農業及び農村が育んできた水資源のかん養や、潤いと安らぎを醸し出す良好な景観の維持、自然環境の保全に努め、誰もが心豊かな生活を実現できる農山村を創造します。

2 目指す姿

<農業産出額>

野菜や畜産物など需要の拡大が期待される品目の選択的な生産拡大や、需要構造の変化に対応した茶の生産を強化し、2021年には農業産出額2,400億円を目標とするとともに、将来は、全国10位以内の農業産出額の実現を目指します。

図表 20 農業産出額の品目別内訳



<担い手>

○ ビジネス経営体

2014年のビジネス経営体数は381経営体で、産出額は456億円で県全体の2割を占めています。

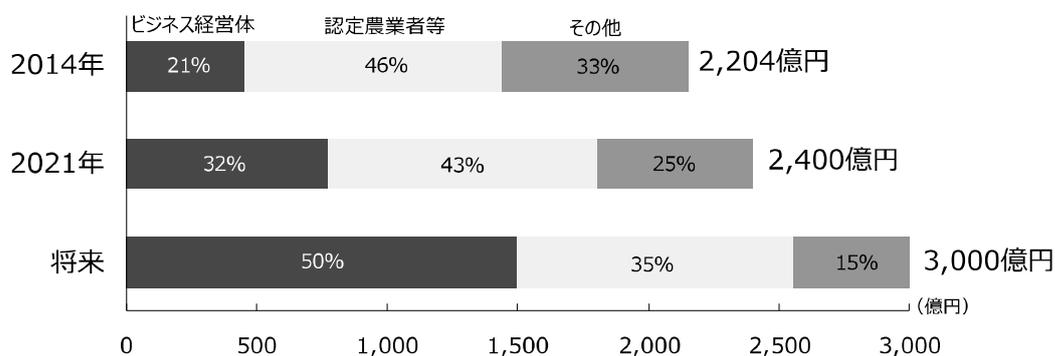
今後、農業就業人口の減少や農業者の高齢化の進展が見込まれる中で、産業として農業を発展させるためには、経営意欲のある農業者が創意工夫をもって農業経営を展開することが重要となります。

このため、経営発展に意欲的に取り組むビジネス経営体や認定農業者に対するコンサルティング活動を強化し、農地集積や設備投資による規模拡大や6次産業化、販路拡大などの取組を支援します。

さらに、新たに農業経営に挑戦する若者や経営改善に取り組む農家後継者に対して、技術習得研修や資金の確保、経営を学ぶ講座の開講などにより、経営の発展・安定化に向けた取組を支援します。

このような取組により、ビジネス経営体の産出額が、2021年には農業生産の約3割、将来的には過半を占める農業構造の確立を目指します。

図表 21 ビジネス経営体の農業産出額シェア



○ 地域農業を支える多様な経営体

本県の農業経営体33,143戸のうち、販売金額300万円未満の小規模な経営体は、販売金額では約1割のシェアですが、経営体数は23,279戸で約7割を占めています。

これらの経営体は、規模の大きな経営体とともに、県民に多彩な農産物を供給し、農地や用水路の保全など、地域農業を維持する上でも重要な役割を担っています。

今後は、地域資源を活用した交流の促進や直売所などを利用した地産地消の取組など、小規模な経営体の農業生産の維持・発展を支援することにより、持続可能な地域農業の構築を目指します。

《主な取組》

① 高度農業人材の育成と雇用対策

ア 次代の農業経営を担う人材育成の強化

- ・ 生産技術・経営ノウハウを習得する研修や就農計画の作成、資金支援により、非農家出身者(ニューファーマー)の自立就農を支援するとともに、農家後継者の新分野進出を促進します。
- ・ 農業体験やマッチングにより、農業法人等への就職を促進するとともに、雇用の安定確保を支援します。
- ・ 農林大学校の専門職大学への移行により、次代の農林業を支える人材を養成するとともに、社会人教育を充実します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
ニューファーマー等の確保・育成	ニューファーマー養成に向けた研修の実施			
	研修参加者 25人/年	研修参加者 25人/年	研修参加者 25人/年	研修参加者 25人/年
農業法人等への就職促進	農業体験研修や農業法人とのマッチング等の実施			
	農業体験参加者 60人/年	農業体験参加者 60人/年	農業体験参加者 60人/年	農業体験参加者 60人/年
農林大学校の専門職大学への移行	開学準備		開学	
			入学者125人/年	入学者125人/年

イ 女性経営者の育成

- ・ 女性農業経営者の活動状況の情報発信や、若手女性農業者のネットワーク化を推進します。
- ・ 農業に関心のある女性に対し、就農に向けた意識醸成や就労意欲の喚起、働きやすい環境づくりへの支援を行います。
- ・ 農山漁村地域で活躍する女性農業者リーダーを育成するための研修や交流会を開催します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
若手女性農業者のネットワークの構築	ネットワーク参画者数			
	40人	60人	80人	100人
女性農業者リーダーの育成	女性農業者の公職委嘱数			
	135	140	145	150

ウ コンサルティング手法を取り入れたビジネス経営体等の支援

- ・ ビジネス経営体を伴走支援する専任チームにより、コンサルティング活動を中心とした支援を強化します。
- ・ 民間専門家の派遣により、法人化、経営継承、労務管理などの企業的経営管理手法やマ

ーケティング手法、生産工程管理などの導入を支援します。

- ・ 経営を学ぶ講座の開催(経営戦略講座やアグリビジネス実践スクール、ふじのくにアグリカレッジ)により、経営計画の作成や計画の実行支援、経営幹部や後継者等の資質向上を図ります。
- ・ 全国農業担い手サミットの本県開催を契機として、認定農業者等の経営発展への意欲向上や組織活動の活性化を図ります。
- ・ 農業経営体の経営発展に向けて、施設・機械の整備に必要な制度資金の活用を支援します。
- ・ 農業保険法の中に新たに創設された収入保険制度を周知し、セーフティネットの強化を図ります。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
経営体支援チームによる伴走型経営支援		巡回支援する経営体数		
	1,000経営体/年	1,000経営体/年	1,000経営体/年	1,000経営体/年
専門家派遣による企業的経営管理手法等の導入支援		専門家派遣回数		
	150回/年	150回/年	150回/年	150回/年
ビジネス経営体等の経営発展及び幹部人材の養成支援		経営講座の受講者数		
	110人/年	110人/年	110人/年	110人/年
認定農業者等の活動支援	全国担い手サミット プレイベントの開催	全国担い手サミット の開催	地域サミットの開催	
	参加者400人/年	参加者2,000人/年	参加者200人/年	参加者200人/年

エ 多様な人材の活用

- ・ 求人情報の提供や就労体験機会の提供など、女性や高齢者などの幅広い人材の活用を支援します。
- ・ 雇用を確保するための情報提供や、品目間での労働力を相互補完する取組など、各地区が独自に労働力を確保できる仕組みづくりを支援します。
- ・ 障害のある人が農業や園芸活動に携われるユニバーサル園芸を普及するため、農業経営体への受入促進と、農業と福祉分野の連携を推進します。

取組	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
幅広い人材の確保支援	短期雇用の確保に向けた取組地区数	モデル地区における自主的な労働力確保の取組支援		
	8地区/年	8地区/年	8地区/年	8地区/年
ユニバーサル園芸の普及		障害のある人を受け入れる農業経営体数		
	40経営体/年	45経営体/年	50経営体/年	55経営体/年

“ふじのくに”の農山村づくり
(静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021)

静岡県経済産業部

<目 次>

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 役割	2
3 構成と計画期間	2

I 基本方針

1 理念	3
2 取組の視点	4

II 基本計画

1 現状と課題	7
2 政策方針	11
3 施策方針	21
4 計画推進にあたっての留意事項	25

III プラン実現に向けた連携

1 農村振興技術者の役割	27
2 関係者への期待	29

IV 指標	31
-------	----

(参考資料)	36
--------	----

はじめに

1 策定の趣旨

静岡県では、平成 25 年度に策定した「“ふじのくに”の農山村づくり（静岡県農山村整備みらいプラン 2014-2017）」に基づき、農業用水の安定供給や生産性向上による産地競争力の強化、地域資源の保全継承を担うコミュニティの形成と活性化を重点取組に掲げ、地域の様々な活動と連携し、農山村づくりに取り組んできた。

このプランでは、農業農村整備事業の長期的な理念を「美しく品格のある農山村の創造」と定め、平成 25 年度までの最初の 4 年間は「基礎づくり」、平成 29 年度までの 4 年間は「実践的モデルづくり」の視点のもと取組を展開してきた。

これまで、産地戦略の実践として基盤整備を実施してきた地区では、生産性が飛躍的に向上し、意欲的な後継者が育成されるとともに、レタスなどの高収益作物の導入が徐々に拡大してきている。

また、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」では、県下で 122 の地域が「美しく品格のある邑」に登録されるとともに、農山村の景観や地域の歴史・文化等の地域資源を活用した活動を行う NPO 等の主体が設立されるなど、農山村に新たな活力が生まれており、この 8 年間の取組は着実に成果をあげている。

しかしながら、本格的な人口減少社会を迎える中、農業者の高齢化や担い手の不足、TPP や EPA 等のグローバル化の進展や国内産地間競争の激化等により、本県の農山村は総体として弱体化傾向にある。

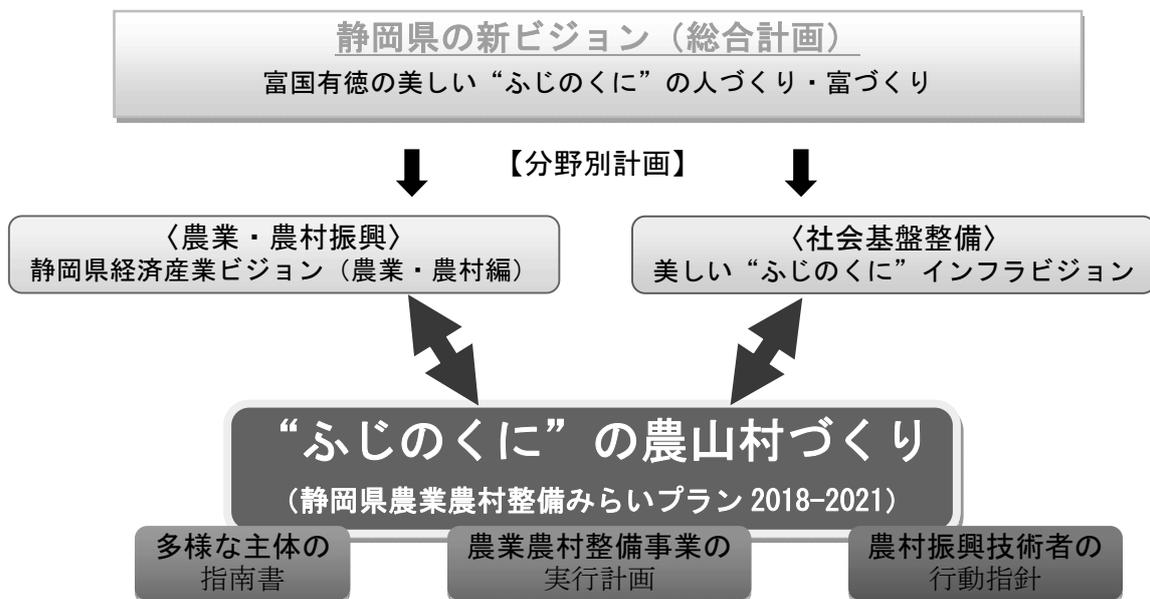
このような状況において、本県の農山村が有する「多彩で高品質な農産物の安定供給」と「多面的機能の発揮」という重要な役割を将来に渡って持続的に維持・発展させていくために、農業の競争力強化と農山村社会の再生・活性化に向けた取組を、地域特性に応じて、一体的に進めていかなければならない。

このため、美しく品格のある農山村の創造の実現に向けた「発展的取組の拡大」を行うプランとして、この「“ふじのくに”の農山村づくり（静岡県農業農村整備みらいプラン 2018-2021）」を策定する。

2 役割

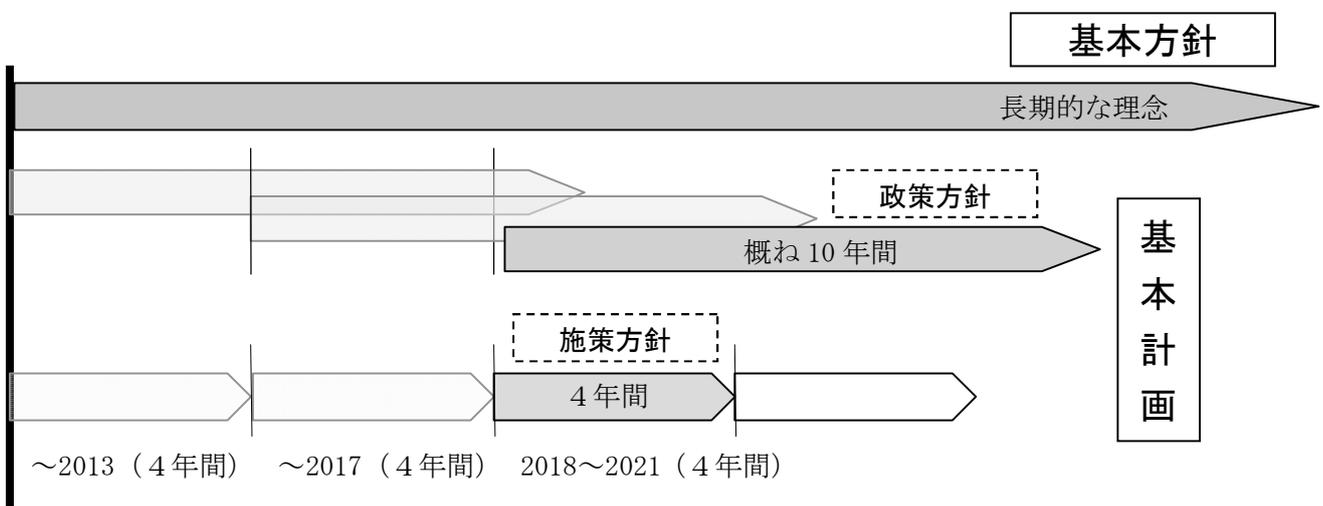
このプランは、上位計画の「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」、その分野別計画である「静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）」並びに「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」の実行計画として、本県の農業農村整備事業の長期的な理念と取組の視点、政策の方向性と主な取組を明らかにするものである。

また、農業農村整備事業に関わるあらゆる立場の人々、団体、機関等が、共通認識のもとで本県の農山村のあるべき姿を描き、その具現化に向けて、協働して取り組むための指南書であるとともに、農業土木技術者が農村振興技術者へと発展し実践すべき行動指針としての役割を担うものである。



3 構成と計画期間

本プランは、本県の農業農村整備事業の「基本方針」を示すとともに、概ね10年間の政策方針と、その達成に向けた平成30年度（2018年度）から4年間の具体的な施策方針を示した「基本計画」により構成している。



I 基本方針

1 理念

『美しく品格のある農山村の創造』

かつて、幕末から明治に日本を訪れた多くの外国人は、まるで庭園のように手入れされた農山村の美に深く感嘆し、「絵のように美しい」と形容した。その美しさは、自然と人間の営みが長い年月をかけて造り上げた農山村の姿だけではなく、当時の人々の考え方、暮らしぶりといった日本社会そのものに対する感動からおこったものであった。

「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり（静岡県総合計画）」を目指す本県の農山村は、当時の農山村を理想像として、景観の美しさにとどまらず、その源となる農業に勤しむ生産者と、地域の資源を保全し次世代へ継承しようとする様々な人々の共同体意識に至る外形と内面の「農山村の美」を実現していくことが重要である。

人に人格があるように村にも村格があり、それは、鎮守の森や菩提寺、旧家の名主・豪農、土地改良の水利権といわれた。村格の基準は、当時と大きく変化していると思われるが、人格が、「独立した個人としての、その人の人間性」であれば、村格は、「独立したひとつの共同体としての地域性」、「その地域固有の、共同体としてのあり方」であるともいえる。従って、「人格者」と言われる人がいるように、「村格者」と言われるような農山村もあるべきである。

本県の農山村がその姿を富士山のように美しく高め、世界中から憧れられ、そこを訪れてみたい、その産物を手にしたい、そこで暮らしてみたいと思われるような存在となるためには、共同体としての農山村の社会（コミュニティ）が、地域のあり方を自ら考え、主体的・意欲的に地域の「場の力」を最大限に活用し、その実現に取り組むといった力強い自律性に裏付けられた品格が必要である。

こうした考えに基づき、農業農村整備事業に関わるあらゆる人々が、農山村のあるべき姿を見定め、的確に対応していくための道標となる理念を「美しく品格のある農山村の創造」とする。

2 取組の視点

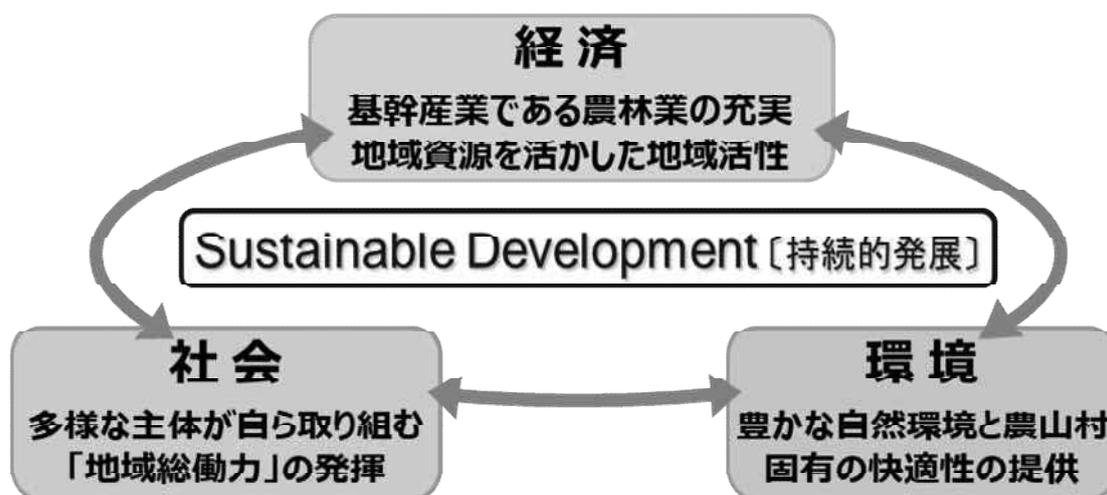
～ 環境・経済・社会の調和による持続可能な農山村づくり ～

農山村では、人と自然の共生が生み出す二次的な環境を基礎として、農業生産活動、人々の生活、地域の歴史、文化が調和した独自の景観が形成されており、こうした農山村の佇まいは、農業が持続的に行われるとともに、農山村の活力が維持、向上されることによって保全されている。

この「農山村らしさ」は、単に視覚的な自然の姿や農業生産の場としての景観だけではなく、長い歴史の中で、それらを保全し継承してきた農山村の社会（コミュニティ）が根幹となっている。

コミュニティなくして、水田や水路、里山などの二次的な環境を継承していくことは難しく、また、担い手への農地集積や基盤整備など、個の生産活動を発展させることも難しい。同時に、農泊やGI（地理的表示）、産地での直売など、農産物や地域資源を活用した経済活動を行う上でも、地域の環境や景観が重要な要素になる。

このことから、美しく品格のある農山村の創造に向け、農山村の根幹であり、多様な主体の協働力により構築された「社会（コミュニティ）」、人と自然との共生関係によって創造・継承されてきた特色のある農山村の「環境」、地域の基幹産業として成長を続ける農山村の「経済」が、地域特性に応じてバランスよく調和することで持続性が確保¹されるよう、農業・農村施策を総合的に展開していく。



¹ 「美しく品格のある農山村」について、前プランでは「3つの要素それぞれの持続性が確保された姿」としていたが、本プランでは、地域特性に応じて、「3つの要素がバランスよく調和することにより持続性が確保された姿」としている。

社 会

農山村の社会（コミュニティ）は、農業の歴史と深く関わり、営農や水管理等の共同作業を通じて形成され、非農家も含めた冠婚葬祭等の様々な集落活動を通じて、その結びつきを強め、安定的なものとしてきた。

しかし、農業従事者の減少や高齢化に加え、都市化・混住化の進行、就業形態の変化、生活様式や価値観が多様化する中、地域内の地縁的な結びつきが希薄化し、農業活動はもとより、中山間地域等においては集落活動を維持していくことも困難になりつつある。

その一方で、都市住民等を含む様々な人々の「田園回帰」志向の高まりにより、農山村への移住や援農ボランティア等の動きが広がってきており、こうした人々が、恵まれた交通インフラを有する本県の優位性を活かし、農山村との多様な関わりを深め、持続可能な農山村づくりに積極的に参画することが求められる。

このため、農山村での集落活動により備わった合意形成力を基本としつつ、地域住民、行政や都市住民、外部人材や企業が主体となって、長期的な視点のもと、持続性に富んだ豊かな暮らしを享受できる地域のあり方を自ら考え、地域の将来構想の実現に取り組む「地域総働力」²を備えたコミュニティを形成していくことが重要である。

また、コミュニティ強化に向けては、これまでの農村資源の保全管理を重視した側面から、伝統文化の継承や教育、福祉の活動など、地縁組織として住民の暮らしに必要な様々な活動を担う農山村の機能複合性の重視へと視野を広げ、豊かな暮らしやライフスタイルを意識した取組を展開することも重要な視点である。



² 農業者や地域住民による「農村協働力」に、都市住民や企業等の地域外の協力を加えた「新たな力」行政と市民のように1対1に表現される協働より先に進んだ形態。組織や立場を問わず、地域に関係する全員が参画し、総力を挙げて地域づくりに取り組むこと。

環境

農山村の環境は、生物の多様性や眺望の良さ等によって、ゆとりと潤い、やすらぎに満ちた農山村固有のアメニティ（快適性）を私たちに提供している。

アメニティの源泉となっている農山村の多様な地域資源は、そこに住む人や訪れる人が、幸せや安らぎを感じる優れた環境を保持している。

農山村が持つアメニティは、郷愁をさそう原風景といえる環境を保全あるいは復元することのみによって実現されるものではない。恵まれた交通インフラがもたらす新たな価値を活用し、本県らしい「豊かな自然と都市的な利便性を併せて享受できる現代的な意義を持った農山村のアメニティ」を創出することが重要である

加えて、長い歴史の中で先人たちから、自然に対する畏敬の念や災害への脅威とともに受け継がれてきた、大地震や豪雨に対する防災意識のもと、災害への対策が適切に実施されていることも重要な視点である。



経済

農山村の基幹産業は、生産者の占める割合が小さくとも、その役割、土地利用の規模等からみても農林業である。また、その生産活動により、特徴的で季節を感じさせる景観等を生み出している。

本県の農業は、低コスト化や高付加価値化によって安定的かつ持続的に展開されるとともに、「食材の王国」である本県の多彩で高品質な農産物を生み出している。併せて、恵まれた交通インフラ、富士山に代表される景観等の地域資源を活かした農商工連携等によって地域経済をもけん引していくことが重要である。

また、中山間地域等において、農業や農地・農業用施設の有する多面的機能を活用し、時代の流れをつかんだ、農泊やジビエ、農福連携等、新たな視点を加えたビジネスを誘発することも重要な視点である。

